

## 調査方法等

1 調査海水浴場

26 箇所 ( 横浜市 1、横須賀市 3、三浦市 5、葉山町 3、逗子市 1、鎌倉市 3、藤沢市 3、茅ヶ崎市 1、平塚市 1、大磯町 1、小田原市 2、真鶴町 1、湯河原町 1 )

2 採水年月日等

平成 28 年 5 月 9 日から 5 月 18 日までの間において 2 日間、1 日につき 2 回実施。

3 調査実施項目

ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD ( 化学的酸素要求量 )、透明度、腸管出血性大腸菌 O157 の有無  
放射性物質 ( セシウム-134、セシウム-137 )

4 判定基準 ( 環境省の定める水浴場水質判定基準による )

項目		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 ( 検出下限 2 個 / 100mL )	油膜が認められない	2 mg/L 以下 ( 湖沼は 3 mg/L 以下 )	全透 ( 1 m 以上 )
	水質 A	100 個 / 100mL 以下			
可	水質 B	400 個 / 100mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1 m 未満 ~ 50 cm 以上
	水質 C	1,000 個 / 100mL 以下		8 mg/L 以下	
不適		1,000 個 / 100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50 cm 未満

( 参考 ) 判定基準中の用語説明

- ・ ふん便性大腸菌群数

温血動物のふん便中に含まれる大腸菌群の数をいう。これは、魚、植物、土壌中には、ほとんど含まれないため、ふん便汚染の指標の一つとして利用されている。

- ・ COD( 化学的酸素要求量 )

水中に含まれる有機物の量を酸素の消費量として表したもので、水質汚濁の程度を示す代表的な指標。日本工業規格 K 0 1 0 2 の 1 7 に定める方法 ( 酸性法 ) で測定する。

- ・ 透明度

直径 30cm の白色円板 ( 透明度板 ) を静かに水中に沈めて見えなくなる深さと、ゆっくり引き上げていって見え始めた深さを反復して確かめて平均し、メートルで表示する。